

# 山口県冷凍空調設備工業会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は山口県冷凍空調設備工業会と称す。

(事務所)

第2条 本会は主たる事務所を山口県内に置く。

(目的)

第3条 本会は冷凍空調設備工業その他、これに関連する事業の進歩発展と、業界の地位向上を図る事を目的とする。

(事業)

第4条 本会は洗浄の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 関係法規の遵守と意見の具申を図る。
- (2) 設備施工及び保守管理の合理化に関する施策の樹立並び推進。
- (3) 設備工業界の経営と技術の向上を図る。
  - (イ) 情報交換を図り経営基礎の向上に資する。
  - (ロ) 高度なる技術者養成機関の促進。
  - (ハ) 経営者並び技術者の法的資格の確立。
  - (ニ) 有償保守管理制度の確立。
- (4) 冷凍空調の需要を喚起し、システム産業としての啓発を行う。
- (5) 生産性の向上と構造改善に資する。
- (6) 製造業者および管電工事業者並びに関連業者との連携親睦を図り総合事業の推進と相互扶助の実を挙げる。
- (7) 功労者の顕彰。
- (8) その他目的を達成するに必要な事業。

## 第2章 組 織

### (資 格)

第5条 本会は冷凍空調設備業者を主体とし、本会の趣旨に賛同する関連団体並びに関連業者を以て組織する。

### (会員の区分)

第6条 本会の会員は次の通りとする。

- (1) 正会員
- (2) 賛助会員

### (正会員)

第7条 正会員は冷凍空調設備業者とする。

### (賛助会員)

第8条 賛助会員は本会の趣旨並びに事業目的に協賛する関連団体及び関連業者とする。

### (会員の権利)

第9条 会員の権利及び特典は理事会に於いて別途定める。

### (入 会)

第10条 本会に入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

### (入会金及び会費)

第11条 会員の入会金及び会費は総会に於いて別途定める。

### (退 会)

第12条 会員は次の事由により脱会する。

- (1) 第5条の規定する資格を失ったとき。
- (2) 脱会を申し出たとき。
- (3) 除名

### (除 名)

第13条 会員は次の事由により理事会の決議を以て除名することができる。

- (1) 会員が本会の名誉を損傷し、または本会の目的、主旨に反するような

行動があったとき。

(2) 会費を1期以上滞納したとき。

## 第3章 役員

(役員の種類及び員数)

第14条 本会は次の役員を置く

- |  |     |
|--|-----|
| (1) 会長                                   | 1名  |
| (2) 理事                                   | 若干名 |
| (3) 監事                                   | 2名  |
| (4) 理事のうち若干名を副会長とする。この任命は理事会に於いてはかり互選する。 |     |

(役員を選任)

第15条 理事は正会員の中より選任する。

2.、監事は会員中より理事会に於いて選任する。

(役員の仕事)

第16条 会長は本会を代表し、会務を統轄する

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
3. 理事は理事会を組織し、その決議を以て会務を執行する。
4. 監事は民法第59条に準じ会務を監査する。

(役員の仕事)

第17条 役員の仕事は2年とする。但し再任を妨げない。

2. 役員に欠員を生じ理事会で補欠の必要性を認めた場合は、第15条の規定に準じ補欠選任を行う。但しその仕事は残任期間とする。
3. 役員の仕事満了後も後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

(役員の仕事)

第18条 役員は任期中でも本会の名誉を損傷し、また本会の主旨に反するような行動があったときは、理事会は退任を勧告することができる。

(役員報酬)

第 19 条 役員に対し、特に必要と認めるときは理事会の決議により報酬を出すことができる。別途に報酬規程による。

## 第 4 章 顧問、相談役

(顧問、相談役)

第 20 条 本会は理事会の決議を経て顧問、相談役を置くことができる。

## 第 5 章 会 議

(総会の種類及び招集)

第 21 条 総会を分けて通常総会及び臨時総会とする。

2. 通常総会は毎年事業年度経過後 2 カ月以内に会長が招集する。
3. 臨時総会は理事会で必要と認めるとき会長が招集する。
4. 総会の招集は会日の 1 4 日前までに日時、場所、目的事項を示して会員に通知する。臨時総会の招集は 7 日まで短縮することができる。

(会議の議長)

第 22 条 総会、理事会の議長は会長とする。

(会議の付議すべき事項)

第 23 条 次の事項は総会で議決する。

- (1) 事業計画の決定及び事業報告の承認
- (2) 予算及び決算に承認
- (3) 入会金及び会費の決定
- (4) 定款の変更
- (5) 解散
- (6) 定款で定められた事項
- (7) その他理事会で討議する必要があると認めた事項

(総会の定足数と議決)

第 24 条 総会は正会員及び特別会員の過半数の出席を以て成立し、議事は出席会員の過半数で決する。可否同数のときは議長これを決する。

2. やむをえない理由のため、会議に出席できない者は、あらかじめ通知された事項について書面をもって票決し、又総会に権限を委任すること g 出来る。この場合前項の適用については出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第 25 条 総会の議事録は議長が次の事項を記載して作成し議長及び出席理事が署名捺印しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 議事の要項
- (3) 議決した事項

(理事会に招集及び議決)

第 26 条 理事会は会長が招集する

2. 理事会に議事は出席理事の過半数で決し、可否同数のときは議長これを決する。

(理事会に付議すべき事項)

第 27 条 理事会は次の事項を議決する。

- (1) 事業の執行に関する事項
- (2) 財産の管理に関する事項
- (3) 総会に付議すべき事項
- (4) 職員任免に関する事項
- (5) その他会務運営上重要と認めた事項

(理事会の議事録)

第 28 条 理事会の議長は第 25 条に準じて議事録を作成しなければならない。

## 第 6 章 委員会

(委員会)

第 29 条 本会は第 4 条の事業を行うため、理事会において必要と認めた場合は委員会を設け理事がその衝にあたる。

## 第 7 章 要員及び嘱託

(委員及び嘱託)

第 30 条 本会は第 3 条の目的を達成するため、理事会において必要と認めた場合は、会員または学識経験者中より選任し、または嘱託を依頼する事が出来る。

(細 則)

第 31 条 委員長及び嘱託に関する細則は、理事会の決議を経て別に、これを定める。

## 第 8 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 32 条 本会の資産は、次の各号により構成される。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(経費の支弁)

第 33 条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(資産の管理)

第 34 条 本会の資産は、理事会の定めるところにより会長が管理する。

(現金の保管)

第 35 条 本会の資産のうち現金は、郵便貯金、銀行貯金、銀行または信託会社の預金とし

て保管する。

(事業年度)

第 36 条 本会の事業年度は毎年 10 月 1 日に始まり翌年 9 月 30 日に終わる。

## 第 9 章 事務局

(事務局及び職員)

第 37 条 本会の事務を処理するため本会に事務局を設け次の職員を置く事が出来る。

- (1) 事務局長 1 名
- (2) 事務局員 若干名

(職員の業務)

第 38 条 職員は理事の命を受けて業務に従事する。

2. 事務局長は理事会に出席することができる。

(事務局の人事、給与、諸経費)

第 39 条 事務局の構成に係る職制、人事、給与、諸経費等は理事会の議決をもって会長が行う。

## 第 10 章 雑則

(会務施行細則)

第 40 条 会長は理事会の決議を経て、会務の施行に関し必要な細別を定めることができる。

(残余財産の処分)

第 41 条 本会が解散するときの残余財産は、総会の議決を経て、かつ本会の目的に類似する目的を有する他の団体に寄付するものとする。

## 附 則

第 42 条 本定款は昭和 59 年 5 月 10 日より施行する。